



5月12日は『民生委員・児童委員の日』

～5月12日から18日までは『活動強化週間』～

問い合わせ 地域福祉課 ☎0942-85-3553 記事ID 0002363

🌸 まちの身近な相談相手『民生委員・児童委員』とは・・・

民生委員・児童委員は『民生委員法』『児童福祉法』に基づき、厚生労働大臣から委嘱されたボランティアです。

民生委員・児童委員のなかには、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員として選任され、活動している人もいます。



🌸 『民生委員・児童委員』の主な活動

👏 地域の身近な相談相手

◆生活上の心配事や困り事、子育ての不安などの相談に応じ、悩みの助けになる窓口への『つなぎ役』になります。法律による守秘義務があるので、安心してご相談ください。



👏 高齢者や子どもたちの見守り

◆一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障害者世帯などを定期的に訪問し、見守っています。
◆子どもたちが交通事故や犯罪被害に巻き込まれないように、子どもたちの見守りや声かけをしています。
◆保育園、幼稚園、小学校、中学校などと連携し、行事にも参加しています。



👏 災害に備える取り組み

◆高齢者や障害者、妊婦など災害時に支援が必要な人を把握し、災害時の避難体制づくりに取り組んでいます。



👏 福祉に関する研修に参加

◆児童、高齢者、障害者などに関する福祉のさまざまな研修に参加し、研さんに努めています。



👏 新たに8人が民生委員・児童委員として委嘱されています(敬称略)。

- 鳥栖地区 元町=山本 由美子
- 鳥栖北地区 本鳥栖町=徳淵 康憲
鎗田町=今泉 展代
- 田代地区 加藤田町=牛嶋 宏之

- 弥生が丘地区 弥生が丘中央区=遠藤 真樹
- 旭地区 村田町=酒井 政江
西新町=副田 ひろみ
儀徳町=高椋 照子